

令和6年3月第5回 松阪市教育委員会定例会会議録

令和6年3月22日（金）教育委員会室

議決事項

- 議案第7号 松阪市立小中学校事務処理規程の一部改正について
- 議案第8号 松阪市立小中学校・共同学校事務室文書管理規程の一部改正について
- 議案第9号 松阪市学校の管理に関する規則の一部改正について
- 議案第10号 松阪市外国語指導助手就業規則の一部改正について
- 議案第11号 松阪市直接任用外国語指導助手の任用、勤務条件等に関する規程の一部改正について
- 議案第12号 松阪市公民館管理運営規則の一部改正について

報告事項

- 報告第5号 令和6年2月議会について
- 報告第6号 松阪市立学校設置条例の一部改正について
- 報告第7号 松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 報告第8号 松阪市学校プール夏季休業中管理運営補助金交付要綱の一部改正について
- 報告第9号 松阪市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について
- 報告第10号 放課後児童健全育成事業の今後のあり方（教育改革推進会議答申）報告について
- 報告第11号 令和5年度2月児童生徒の問題行動等について
- 報告第12号 文化財の指定について

出席者

教育長	中 田	雅 喜
委員（教育長職務代理者）	服 部	美由紀
委員	松 江	茂
委員	安 岡	幹 根
委員	松 岡	曜 子

出席事務局職員

事務局長	刀 根 和 宜
事務局次長	金 谷 勝 弘
学校教育課長	三 田 篤
学校支援課長	小 泉 恵 希
学校支援課指導主事	中 西 博 幸
子ども支援研究センター所長	御 堂 栄 治
生涯学習課長	池 田 博 紀
生涯学習課松阪公民館担当監	赤 塚 泉
こども未来課保育幼稚園・施設整備担当主幹	西 井 哲 史
文化担当参事兼文化課長	松 葉 和 也
教育総務課教育政策担当主幹兼係長	浅 沼 美 香

傍聴者 1人

午後2時00分 開会

○教育長

ただいまから令和6年3月第5回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

傍聴の申し出がございましたので、私のほうで許可をいたしましたこと、ご報告申し上げます。

それでは、事項書に従いまして、進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第7号「松阪市立小中学校 事務処理規程の一部改正について」と、議案第8号「松阪市立小中学校・共同学校事務室 文書管理規程の一部改正について」と、議案第9号「松阪市学校の管理に関する規則の一部改正について」につきましても、それぞれ関連することから、一括審議にしたいと思っております。提案理由を事務局から説明願います。

(学校教育課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第7号から議案第9号までを可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。議案第 7 号から議案第 9 号までは、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 10 号「松阪市外国語指導助手就業規則の一部改正について」と、議案第 11 号「松阪市直接任用外国語指導助手の任用、勤務条件等に関する規程の一部改正について」につきましては、それぞれ関連することから、一括審議にしたいと思っております。提案理由を事務局から説明願います。

(学校支援課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

外国語指導助手（ALT）に、なぜ派遣と直接任用があるのか、その違いを簡潔に説明してください。

◎事務局

JETプログラムにより派遣されているALTにつきましては、国がサポートをしている、クレアという機関から招致しています。直接任用のALTにつきましては、松阪市等での経験が十分にあるALTを直接任用することにより、松阪市の英語教育について十分理解をした者を運用することができるというメリットがあります。人数は、JETプログラムが2人、直接任用が3人です。あと、民間委託している業者からの派遣のALTが6人います。以上です。

○教育長

JETプログラムには国からの地方交付税措置がありますが、ウェルカムレターを送ったり、迎えに行ったり、滞在先の手配から日常生活の準備まで、全てすることになります。そして、2年程度で帰っていきます。

しかし、市が直接雇用する場合は、5年くらい経つと、子どもたちの教え方とか、本市の英語教育の方向性なんかも理解し進めていただけます。長い年数働いていただけるほうが費用対効果あるのですが、やはり国から地方交付税措置があるということで、JETプログラムを増やしていく方向にあります。

他によろしいでしょうか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは、これより採決に入ります。

議案第 10 号及び議案第 11 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 10 号及び議案第 11 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 12 号「松阪市公民館管理運営規則の一部改正について」の提案理由を事務局から説明願います。

(松阪公民館担当監から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

それでは、報告第5号から報告第7号までを承認したいと思います、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第5号から報告第7号までは承認いたしました。次に、報告第8号から報告第10号までにつきまして、事務局から説明願います。

08. 松阪市学校プール夏季休業中管理運営補助金交付要綱の一部改正について

(報告第8号 学校教育課長から説明)

09. 松阪市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について

10. 放課後児童健全育成事業の今後のあり方(教育改革推進会議答申)報告について

(報告第9号~10号 生涯学習課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは、報告第8号から報告第10号までを承認したいと思います、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第8号から報告第10号までは承認いたしました。次に、報告第11号及び報告第12号につきまして、事務局から説明願います。

11. 令和5年度2月児童生徒の問題行動等について

(報告第11号 学校支援課長から説明)

12. 文化財の指定について

(報告第12号 文化課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

実際の展示はいつからですか。

◎事務局

現在、実物の船形埴輪(ふねがたはにわ)は、審議のために東京国立博物館にございます。この後、4月中から5月中旬にかけて、新指定特別展が東京国立博物館にて開催され、5月中には本市に戻って参りますので、夏頃に、一括で見ただけのような展覧会を開催したいと思っております。現在は、船形埴輪と家形埴輪、冪形埴輪(かこいがたはにわ)を除く多くの埴輪が、松阪市文化財センターはにわ館にて実物をご覧いただける状態になっておりますので、ぜひ機会がありましたらお越しいただければと思います。

○教育長

市教育委員会としてもこれを機に、学校等が見学できるような動きを作っていきたいと思っております。松阪市に、国宝は他にもあるのですか。

◎事務局

